

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年2月18日（平成28年（行情）諮問第152号）

答申日：平成28年10月24日（平成28年度（行情）答申第468号）

事件名：監督復命書整理簿（平成27年度（特定期間）特定労働基準監督署分）
の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「監督復命書整理簿（平成27年度（平成27年4月1日～9月30日）特定労働基準監督署分）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、北海道労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成27年10月28日付け27北労行開第13号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

不開示とした部分は、不開示の情報に該当しない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

（1）諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、法5条2号イ、4号及び6号イに基づき部分開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

（2）理由

ア 本件対象行政文書の特定について

本件開示請求に基づき、北海道労働局において、「局 北海道，署 特定署，監督年月日 平成27年4月1日～平成27年9月30日」を条件に設定し、監督復命書の検索を行ったところ、合計516件の監督復命書の情報が監督復命書整理簿として抽出されたので、これを本件対象行政文書として特定した。

イ 監督復命書整理簿について

労働基準監督官が臨検監督指導を行ったとき、監督結果に係る情報

を労働基準行政システムに登録することで、労働基準監督署長に復命するための監督復命書を作成する。

当該システムに登録した監督復命書情報を一覧にしたものが監督復命書整理簿である。

監督復命書整理簿には、①標題，②総件数，③No.，④監督種別，⑤整理番号，⑥監督等年月日，⑦監督重点対象区分，⑧労働保険番号，⑨事業場名，⑩業種，⑪署長判決，⑫完結の有無，⑬監督官氏名，⑭備考が記載されている。

ウ 原処分における不開示部分について

原処分においては、原則として④監督種別，⑦監督重点対象区分，⑧労働保険番号，⑨事業場名を不開示情報としているが、特定の2事業場（③No. が349及び355のもの。以下「開示事業場」という。）については、④監督種別，⑦監督重点対象区分，⑪署長判決，⑫完結の有無を不開示情報としている。

エ 不開示情報該当性について

(ア) 法5条2号イ不開示情報該当性

a 開示事業場以外について

本件対象行政文書に記載された⑧，⑨は、特定事業場の情報であり、これらが公にされた場合、当該事業場に対して監督指導が実施されたことが明らかになる。監督指導とは、主体的、計画的に対象事業場を選定して実施するほか、労働者からの申告や労働災害の発生により実施するものであり、平成25年には、定期監督（主体的、計画的に実施する監督指導）等では、68%の事業場において何らかの労働基準関係法令違反が認められている。このため、監督指導が実施された事実のみをもって当該事業場に対する信用を低下させ得るものであり、取引関係や人材確保等の面において、同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イの不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

b 開示事業場について

開示事業場は、自社ホームページにおいて、「特定年月日に特定署の臨検監督があり、正規の勤務時間を超えて何らかの業務に従事している場合は、『36協定』を締結し、超過勤務を命ずるべきとの指摘を受けた」ことを自ら公開していることから、上記aとは異なり、事業場名が明らかとなっても、必ずしも当該事業場に対する信用を低下させ、取引関係や人材確保等の面において、同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を

害するおそれがあるものではないと判断した。

一方、⑪には、監督指導の結果を受けて、監督署がその後どのような措置を講じるかが記載され、⑫には、その監督指導が完結しているか否かが記載されている。原処分において、既に事業場名が明らかとなっていることから、これらの情報が開示されることとなれば、開示事業場がどのような指導を受けているのか、開示事業場が自ら公表した内容を超えて、その全容が類推されるほか、開示事業場における是正状況が明らかとなり、是正状況の如何によっては、当該事業場に対する信用を低下させ、取引関係や人材確保等の面において、同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イの不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 法5条4号及び6号イ不開示情報該当性

a 共通事項について

本件対象行政文書に記載された④には、定期監督、災害時監督、災害調査、申告監督又は再監督の5種類のいずれかを記載することとされている。本件開示請求においては、特定の期間内に実施した監督復命書が対象とされているところ、監督の種類を公にすることにより、仮に当該監督が申告監督であった場合には、原処分において部分開示されている監督指導年月日等から、監督を受けた事業者において、当該事業場に対して行われた監督指導が労働者からの申告に基づくものであることが明らかとなり、当該事業場の労働者のうち、いずれの者が申告をしたのか犯人探しが行われるおそれがある。その結果、労働者は、申告を行ったことによって自らに不利益な取扱いが及ぶことをおそれて、申告を躊躇することとなる。

また、本件対象行政文書に記載された⑦には、監督種別が定期監督の場合に限り、各労働局、労働基準監督署で定めた監督指導における重点対象区分を記載することとされている。したがって、当該欄に記載がある場合には、定期監督であることが明らかになり、また、記載がない場合において、直近に災害の発生や定期監督が行われた事実がない場合には、当該臨検監督が申告監督であったことが明らかになり、前述④の場合と同様の事態が発生するおそれがある。

さらに、これが公になった場合、当該定期監督が何を主眼として実施したものが明らかになり、事業場において労働関係法令違反の隠蔽を行うことなどを助長するおそれが生じることと

なる。

以上により、これらが公にされた場合、検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法な行為の発見を困難にするおそれがあることから、法5条6号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

なお、④について、申告監督の場合のみ不開示とすると、不開示の場合は申告監督であることが明らかになるので、申告監督以外の場合も含め、監督種別に係る情報全てを不開示とすることが必要であり、⑦についても、記載がある欄のみ不開示とすると、空欄については、直近に災害の発生や定期監督が行われた事実がない場合には申告監督であることが明らかになるので、監督重点対象区分に係る情報全てを不開示とすることが必要である。

b 開示事業場について

本件対象行政文書に記載された⑩が公になった場合、開示事業場に対して今後どのような措置を講じるかが明らかになり、開示事業場において労働関係法令違反の隠蔽を行うことなどを助長するおそれが生じることとなるほか、事業場は関係資料の提出等、特定署に対する情報提供に協力的でなくなり、指導に対する自主的改善意欲を低下させるなど、労働基準行政機関が行う事務に関する情報であって、検査事務という性格を持つ臨検監督指導業務に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法な行為の発見を困難にするおそれがあることから、これらの情報は、法5条6号イの不開示情報に該当する。

さらに、労働関係法令違反の隠蔽を行うなど、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条4号の不開示情報にも該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

オ 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の中で、「不開示とした部分は、不開示の情報に該当しない。」と主張しているが、不開示情報該当性については、上記エで示したとおりであることから、審査請求人の主張は失当である。

(3) 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考えられる。

2 補充理由説明書

平成28年2月18日付け厚生労働省発基0218第2号により諮問し

た平成28年（行情）諮問第152号に係る理由説明書（以下「理由説明書」という。）について、以下のとおり補充・修正して説明する。

（1）諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、理由説明書において法の適用条項を法5条2号イ、4号及び6号イに該当すると説明したところ、これに同条6号ホを加える。

（2）不開示情報該当性について

理由説明書の「エ 不開示情報該当性について」の（ア）を以下のとおり修正する。

エ 不開示情報該当性について

（ア）法5条2号イ及び6号ホ不開示情報該当性

a 開示事業場以外について

本件対象行政文書に記載された⑧、⑨は、特定事業場の情報であり、これらが公にされた場合、当該事業場に対して監督指導が実施されたことが明らかになる。監督指導とは、主体的、計画的に対象事業場を選定して実施するほか、労働者からの申告や労働災害の発生により実施するものであり、平成25年には、定期監督（主体的、計画的に実施する監督指導）等では、68%の事業場において何らかの労働基準関係法令違反が認められている。このため、監督指導が実施された事実のみをもって当該事業場に対する信用を低下させ得るものであり、取引関係や人材確保等の面において、同業他社との間で競争上の地位や企業経営上の正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号に規定する法人等の事業場については同号イの、その余の法人等の事業場については同条6号ホの不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

b 開示事業場について

開示事業場は、自社ホームページにおいて、「特定年月日に特定署の臨検監督があり、正規の勤務時間を超えて何らかの業務に従事している場合は、『36協定』を締結し、超過勤務を命ぜらざるべきとの指摘を受けた」ことを自ら公開していることから、上記aとは異なり、事業場名が明らかとなっても、必ずしも当該事業場に対する信用を低下させ、取引関係や人材確保等の企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるものではないと判断した。

一方、⑪には、監督指導の結果を受けて、監督署がその後どのような措置を講じるかが記載され、⑫には、その監督指導が完結しているか否かが記載されている。原処分において、既に事

業場名が明らかとなっていることから、これらの情報が開示されることとなれば、開示事業場がどのような指導を受けているのか、開示事業場が自ら公表した内容を超えて、その全容が類推されるほか、開示事業場における是正状況が明らかとなり、是正状況の如何によっては、当該事業場に対する信用を低下させ、取引関係や人材確保等の企業経営上の正当な利益を害するおそれがあることから、法5条6号ホの不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ①平成28年2月18日 諮問の受理
- ②同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③同年3月2日 審議
- ④同年7月28日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑤同年9月8日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑥同年10月20日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「監督復命書整理簿（平成27年度（平成27年4月1日～9月30日）特定労働基準監督署分）」であり、処分庁は、法5条2号イ、4号及び6号イに該当するとして、その一部を不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、法5条2号イ、4号並びに6号イ及びホに該当し、不開示とすることが妥当であるとしているので、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示とされた部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

本件対象文書である監督復命書整理簿について、諮問庁は上記第3の1（2）イのとおり説明する。

このうち、「監督種別」欄及び「監督重点対象区分」欄の全て並びに「労働保険番号」欄、「事業場名」欄、「署長判決」欄及び「完結の有無」欄の一部が不開示とされている。

（1）「監督種別」欄

ア 当該部分の不開示情報該当性について、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

「監督種別」欄には、定期監督、災害時監督、災害調査、申告監督及び再監督の5種類がある。このうち、申告監督の事案については、

当該部分を公にすると、監督を受けた事業者において、労働基準監督機関の臨検監督が労働者からの申告に基づくものであったことが明らかになり、当該事業者に雇用された労働者のうちの誰が申告をしたのか探索が行われるおそれがある。その結果、労働者は、申告を行ったことによって自らに不利益な取扱いが及ぶことを恐れて、申告をちゅうちょすることとなり、労働者からの申告という労働基準監督機関の重要な情報源が損なわれるおそれがあり、また、申告監督の場合のみ不開示とすると、不開示の場合は申告監督であることが明らかになることに鑑みれば、申告監督以外の場合も含め、監督種別に係る情報を不開示とすることが妥当である。

イ 本件対象文書を見分したところ、「監督等年月日」欄、「業種」欄等が原処分で開示されていることから、監督を受けた事業者において自らがどこに該当するかが推認し得ることとなり、監督種別が公にされた場合、労働基準監督機関の臨検監督が労働者からの申告に基づくものであったことが明らかになり、労働者のうちの誰が申告をしたのか探索を行うおそれがある等の諮問庁の説明は首肯できるものである。

したがって、当該部分は、これを公にすると、検査事務という性格を持つ監督指導業務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあると認められ、法5条6号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 「監督重点対象区分」欄

ア 当該部分の不開示情報該当性について、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

当該部分には、監督の種類が定期監督の場合に限り、各局署で定めた監督重点対象が記載されることとなっており、当該欄に記載がある場合には、定期監督であることが明らかになり、また、記載がない場合において、直近に災害の発生や定期監督が行われた事実がないときには、その臨検監督が申告監督であったことが分かることとなる。そうすると、当該欄は、これを公にすると、申告監督であるか否かが明らかになり、上記(1)アと同様の事態が発生するおそれ、また、これが公になった場合、当該定期監督が何を主眼として実施したものかが明らかになり、事業場において労働関係法令違反の隠蔽を行うことなどを助長するおそれが生じる。

イ 本件対象文書を見分したところ、監督の種類が定期監督の場合に限り「監督重点対象区分」欄が記載されていると認められ、当該欄に記載がある場合には、定期監督であることが明らかになり、また、記載がない場合において、直近に災害の発生や定期監督が行われた事実がないときには、その臨検監督が申告監督であったことが分かることと

なる等の諮問庁の説明は首肯できるものである。

したがって、当該部分は、上記（１）イと同様の理由により、法５条６号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

（３）「労働保険番号」欄及び「事業場名」欄

当該部分には、事業場が特定される情報が記載されており、「署長判決」欄や「完結の有無」欄が原処分で開示されているところ、事業場に対する監督指導の結果等が明らかになることから、これを公にすると、当該事業場の取引関係や人材確保等の面において、同業他社との間で競争上の地位や企業経営上の正当な利益を害するおそれがあると認められ、当該部分は、法５条２号に規定する法人等の事業場については同号イに、その余の法人等の事業場については同条６号ホに該当し、不開示とすることが妥当である。

（４）「署長判決」欄及び「完結の有無」欄

原処分において、「労働保険番号」及び「事業場名」が開示されている開示事業場（No. 349及びNo. 355）について、「署長判決」欄及び「完結の有無」欄が開示とされている。

ア 当該部分の不開示情報該当性について、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

開示事業場は、法５条２号に規定する法人等以外の事業場であり、自社ホームページにおいて、「特定年月日に特定署の臨検監督があり、正規の勤務時間を超えて何らかの業務に従事している場合は、『36協定』を締結し、超過勤務を命ずるべきとの指摘を受けた」ことを自ら公開していることから、上記（３）とは異なり、事業場名が明らかとなっても、必ずしも開示事業場に対する信用を低下させ、取引関係や人材確保等の企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるものではないと判断した。

一方、「署長判決」欄には、監督指導の結果を受けて、監督署がその後どのような措置を講じるかが記載され、「完結の有無」欄には、その監督指導が完結しているか否かが記載されている。原処分において、既に事業場名が明らかとなっていることから、これらの情報が開示されることとなれば、開示事業場がどのような指導を受けているのか、開示事業場が自ら公表した内容を超えて、その全容が類推されるほか、開示事業場における是正状況が明らかとなり、是正状況の如何によっては、開示事業場に対する信用を低下させ、取引関係や人材確保等の企業経営上の正当な利益を害するおそれがあることから、法５条６号ホの不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 当審査会事務局職員をして、開示事業場が自ら公表した内容を確認

させたところ、諮問庁の説明のとおりであり、当該部分を公にすると、開示事業場が自ら公表した内容を超えて、開示事業場が特定労働基準監督署の調査及び指摘を受けた後どのような監督指導措置を講じられたのか、その全容が類推されるほか、開示事業場における是正状況が明らかとなり、是正状況の如何によっては、開示事業場に対する信用を低下させ、取引関係や人材確保等の企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるとする諮問庁の説明は首肯できる。

ウ したがって、「署長判決」欄については、法5条6号ホに該当し、同条4号及び6号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

また、「完結の有無」欄については、法5条6号ホに該当し、不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条2号イ、4号及び6号イに該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が、不開示とされた部分は同条2号イ、4号並びに6号イ及びホに該当することから不開示とすべきとしていることについては、不開示とされた部分は、同条2号イ並びに6号イ及びホに該当すると認められるので、同条4号について判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子